

インボイス制度ってなんだ？

(適格請求書等保存方式)

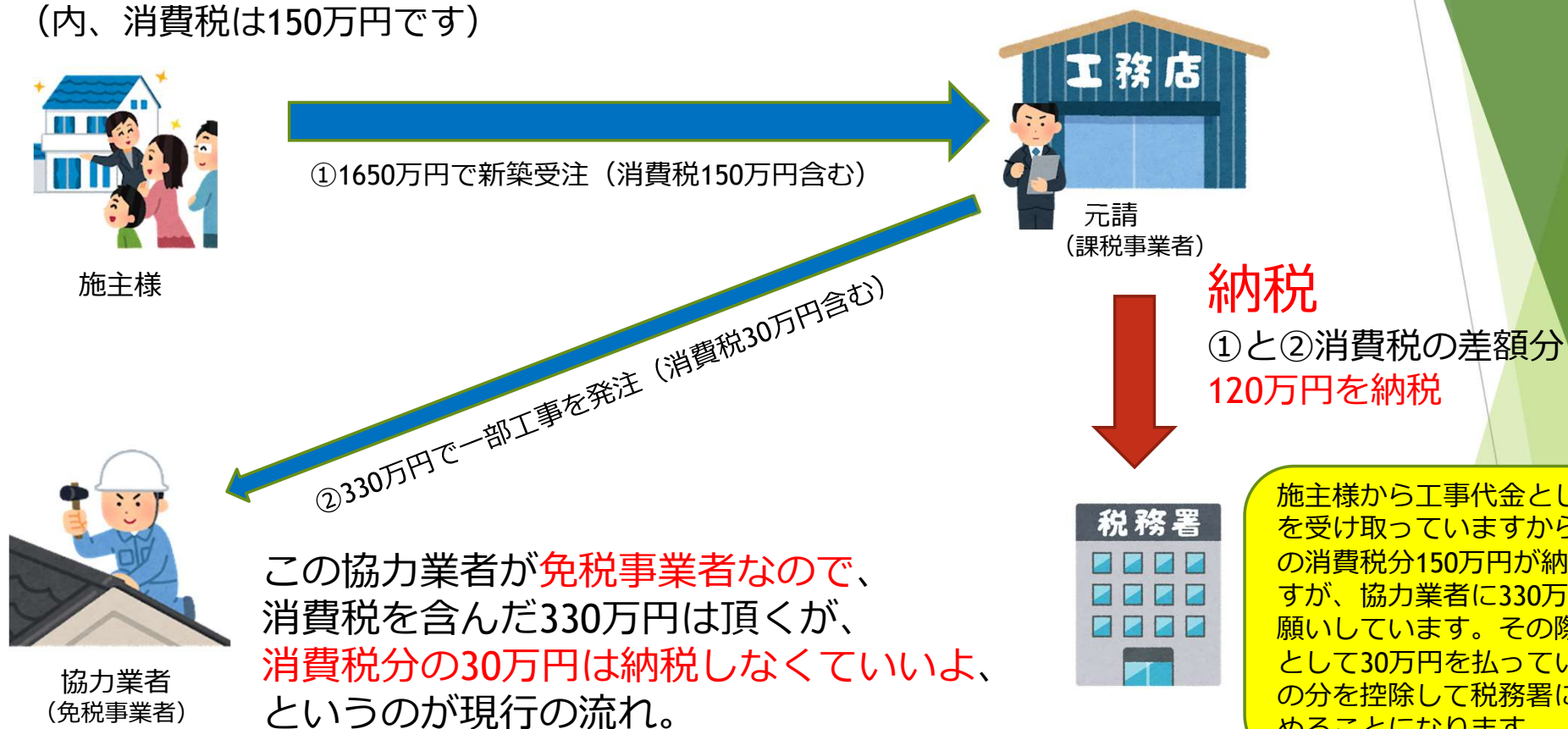
2023年（令和5年）10月1日より実施予定！

**免税事業者（年間売上1,000万円未満の業者）は、
免税事業者のままにいるか、課税事業者になるか、の、究極の選択を迫られる！**



1.消費税の仕組み（現行）

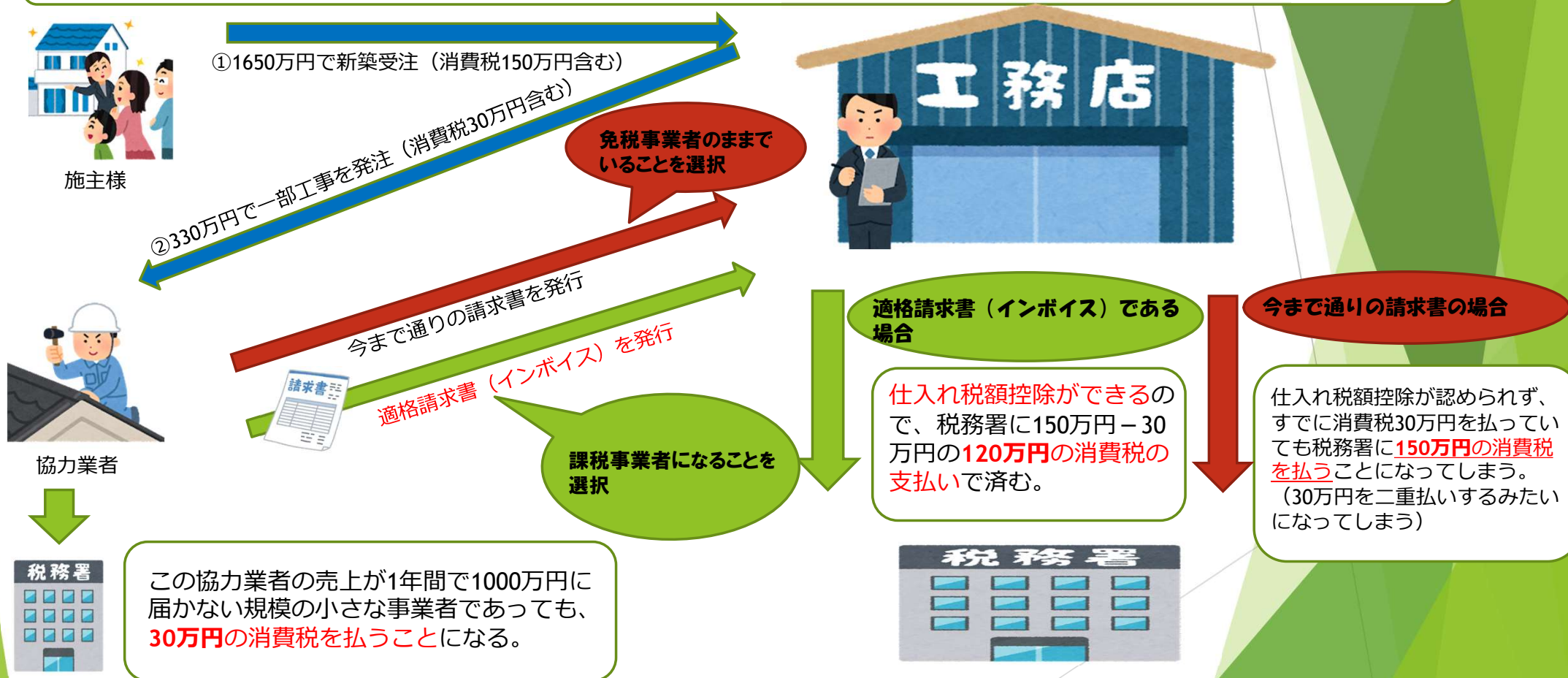
例：〇〇工務店は施主様から請負額1650万円で新築工事を請け負った。
（内、消費税は150万円です）



※免税事業者とは …… 2年前の売上が1000万円以下の事業者。消費税は払わなくていい。
※課税事業者とは …… 2年前の売上が1000万円を超えている事業者。消費税を納税しなければならない。

2.2023年10月、インボイス制度が実施されると……

協力業者が**今まで通りの免税事業者の場合**と**適格請求書を発行できる課税事業者になった場合**の違い



インボイス制度とは、施主様が支払った消費税150万円を必ず誰かが国に納めて頂く制度。

3. 協力業者（免税事業者）の究極の選択



- ▶ このインボイス制度が導入されると、今まで免税事業者だった事業者は①免税事業者のまま事業を行う②適格請求書発行事業者登録を行い、課税事業者になりインボイス（適格請求書）を発行して事業を行う、のどちらかを選択することになります。
- ▶ どちらを選択してもメリット・デメリットはあります。



選択①免税事業者のまま事業を行う

- ・取引で発生した消費税の納税は免除される。
- ・インボイス（適格請求書）を発行できない。
- ・元請の事業所が課税事業者であった場合は、インボイス（適格請求書）でないと仕入れ税額控除することができず、余分に消費税を払うことになる。それを理由に取引を切られる可能性がある。あるいは消費税分の値引きの強要もあるかもしれない。
- ・消費者や免税事業者、簡易課税の事業者との取引には、免税事業者のままでも影響はないと思われる。

選択②適格請求書発行事業者登録を行い、課税事業者になり適格請求書（インボイス）を発行できる事業者になる

- ・1年間の売上が多い、少ないに関わらず、消費税を納税することになる。
- ・請求書、領収書に登録番号や税率などを記入することが増えるので、手間が増える。
- ・元請（課税事業者）との取引は維持されるし、新規取引も増えるかもしれない。

4.工務店（元請・発注者）の究極の選択



- ▶ このインボイス制度が導入されると、今まではどんな請求書でも仕入れ税額控除できたのですが、今後はインボイス（適格請求書）しか、仕入れ税額控除ができなくなります。つまり取引業者が免税事業者か、インボイス（適格請求書）発行業者か、で、消費税の納税額が大きく変わってしまいます。

選択①それでも免税事業者と取引を行う

- ・取引で発生した消費税が仕入れ税額控除ができずに、工務店（元請）が支払うことになるので、当然、利益分が減る。

選択②適正な税金を納めたいから、適格請求書発行事業者と取引を行う

- ・仕入れ税額控除ができ、余分な消費税を納税しなくて済み、当然、利益分を確保できる。



余分に消費税を払いたくないから、
免税事業者とは
今後、取引できません。

こんな事態になる可能性がある



6. 「登録番号」を取得することは すなわち課税事業者になることである。

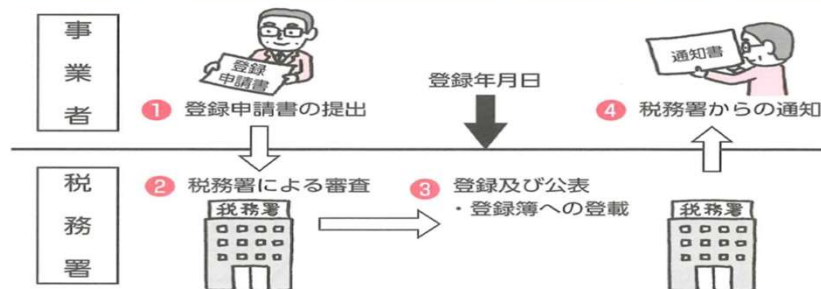
免税事業者のままでいると、元請事業者から切られてしまうかもしれない。
それを阻止するには、適格請求書発行者(課税事業者)になるしかないのか〜。



インボイス(適格請求書)発行事業者になるためには、税務署に「登録申請書」を提出し、課税事業者にならないといけない。

※売上が1000万円を超えてなくても、自ら課税事業者になって消費税を納税しなければならない。

インボイス発行事業者の登録の流れ



- ① e-tax、または書面で納税地の税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する。
- ② 消費税法の規程に違反して罰金以上の刑に処されたことがあるか、審査があるが、原則として登録は申請書は受理される。
- ③ 税務署から申請者に登録年月日、登録番号が通知される。
(申請から通知書が届くまで約1ヶ月の時間がかかるそうです)

7.これが「登録申請書」だ！

登録申請書の書き方（例） —申請時に免税事業者である場合—

おもて面

第1-(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和○年○月○日		（フリガナ） 住所又は場所 （法人の場合） 本店又は 主たる事務所の 所在地		（〒○○○-○○○） （法人の場合のみ記載します） 東京都○○区○○○ （電話番号 ○○-○○○-○○○）	
申請		（フリガナ） 納税地		（〒○○○-○○○） 東京都○○区○○○ （電話番号 ○○-○○○-○○○）	
納税地		（フリガナ） 氏名又は名称		○○太郎	
者		（フリガナ） 代表者氏名		代表者氏名	
税務署長		法人番号			

この申請書に記載した次の事項（●印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に記載されるとともに、国税庁ホームページより公表されます。

1 申請者の氏名又は名称

法人（人財のない社団等を除く。）については、本法又は主たる事務所の所在地

税務署及び登録年月日が公表されます。

また、常用文字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第18号）第5条の規定による改正後の消費税法第75条の2第2項の規定により申請します。また、当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第18号）附則44条第1項の規定により令和5年5月30日以前に提出する必要があります。

令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

この申請書を出した時点において、該当する事業者の区分は、 ☒ 免税事業者です。					
事業者区分					
☐ 課税事業者 留意：営業（登録簿の記載、欄も記載してください。また、免税事業者に該当する場合にも、次項（免税事業者の確認）欄も記載してください（詳しくは記載事項等をご確認ください。）。					
令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を出したことがなかったことにつき開陳な事件がある場合は、その開陳な事件					
税理士署名					
税理士 登録番号	税理 氏名	部門 番号	申請年月日	年 月 日	通 信 手 付 日 数 年 月 日 日
入力処理	年 月 日	登録 確認	確認 済	口 済 済	確認 済
登録番号					

注意 1 記載事項等に基づいて、記載してください。

2 税務署長は、記載しなくても構いません。

3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者登録申請書（次紙）」を併せて提出してください。

インボイス制度

個人事業者の場合は
住所・納税地・氏名
を記入します

免税事業者にチェックを入れます

令和5年10月1日からインボイス発行事業者になる場合はこちらにチェック

個人事業者の場合は個人番号(※)、
事業内容等を記入

うら面

第1-1 申告書作成式

国内事業者用

2【2/2】

適格請求書発行事業者の登録申請書（次業）

氏名又は名称 ○○太郎

該当する事業者の区分に記し、□に印を付し記載してください。

令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、消費税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
※ 登録開始日から納税義務発生の期日の規定の適用を受けることとなります。

個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	
生年月日（個人） 又は設立 年月日（法人）	1期始・2期止・3期始			4期止			令和			法人の 名称			事業年度 起
年	4			5			16			日			年
月													月
日													日
事業内容	左営業												

課税期間の初日 課税期間の終日
「号」を記入する場合は令和5年10月1日までの期間に限り記入してください

令和 年 月 日

課税事業者です。

※ この申請書を出す時点において、免税事業者であること（免税事業者の確認）をいづれかの事業者に該当する場合は、「12-1」を「免税していただきません」。

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。
（「13-1」の場合は、次の質問にも答えてください。）

その銀行を納め、又は銀行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。

12-1 ☒ 12-2 ☐ 13-1 ☒ 13-2 ☐

消費税法に違反したことがなければここにチェックを入れます

申請時は免税事業者ここでは「はい」を入れます

消費税法に違反したことがなければここにチェックを入れます

申請時は免税事業者ですが、
ここでは「はい」にチェック
を入れます

※ 個人番号を記入しますので、「番号確認書類」と「身元確認書類」も合わせて提示、または写しを提出します。

マイナンバーカードがある方 ▶ マイナンバーカードで番号確認と身元確認ができます。

マイナンバーカードがない方 ▶ 番号確認書類・・・以下のいずれか1つ

- ・住民票の写し、マイナンバーの通知カード（氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限りま
す）など

身元確認書類・・・以下のいずれか1つ

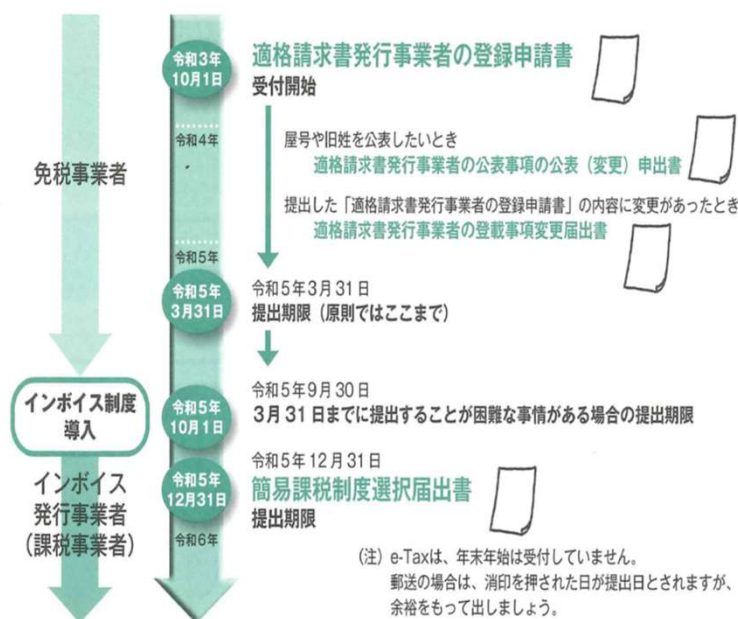
・運転免許証、パスポート、健康保険証など



8.インボイス制度のこれからのスケジュール



インボイス制度スタート時からインボイス発行事業者になるには？

[illegible]

消費税簡易課税制度選択届出書

◎ 提出書類はこれだ

①【適格請求書発行事業者の登録申請書】

提出期限（原則）

令和5年3月31日まで

提出期限（困難な事情がある場合）

令和5年9月30日まで

※簡易課税を選ぶならば

②【消費税簡易課税制度選択届出書】

簡易課税制度を使う場合

令和5年12月31日まで

課税事業者になるなら①は必須、②は簡易課税を選ぶなら、です。

※困難な事情がある場合、とは

「困難な事情」はどんなことか、は何も想定していないそうです。つまりこの申請書の提出期限は9月まで伸ばすことができますが、「登録番号」の取得が遅くなります。

※簡易課税制度、とは

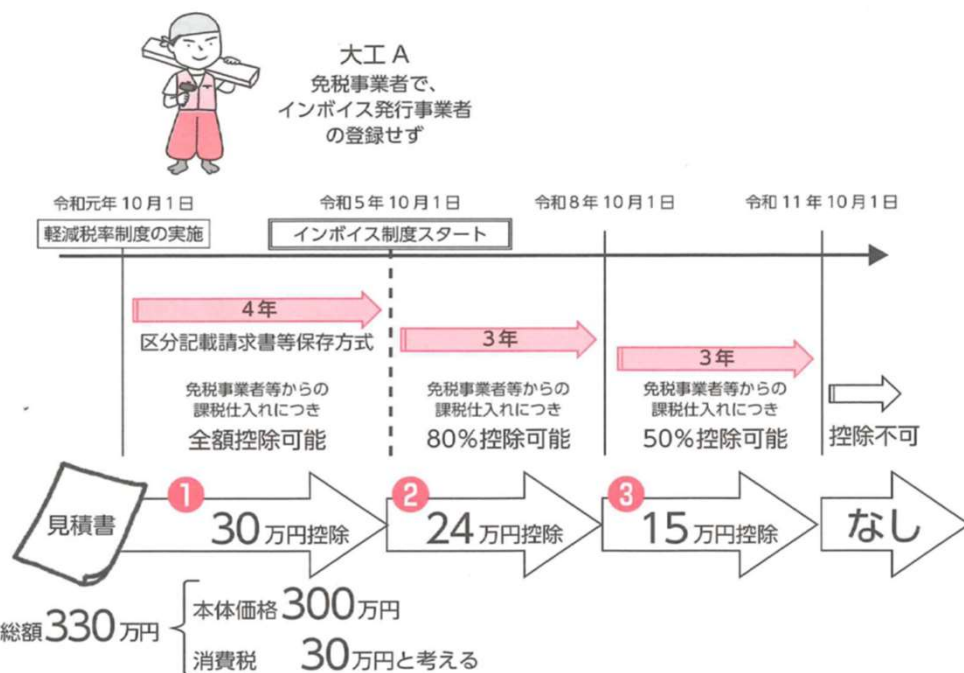
業種の区分ごとに決められた率で、売上から消費税を計算してしまうことで、相手の請求書が何であれ支払う消費税は変わらない。相手の請求書を整理し計算する必要がないため、事務負担が軽減される。さらに、仕入れが少ない業者には節税になると言われている。（建設業は第三種事業とされ、みなし仕入率は70%）

※特例で「消費税課税事業者選択届出書」は出さなくてもよい。

※令和5年10月から適格請求書（インボイス）を発行できるようになるには、期限内、あるいは早めに申請を行う必要があります。

9. 制度導入にあたり設けられた経過措置

◎ インボイス（適格請求書）制度開始による急激な負担増を和らげるため、経過措置が設けられています。



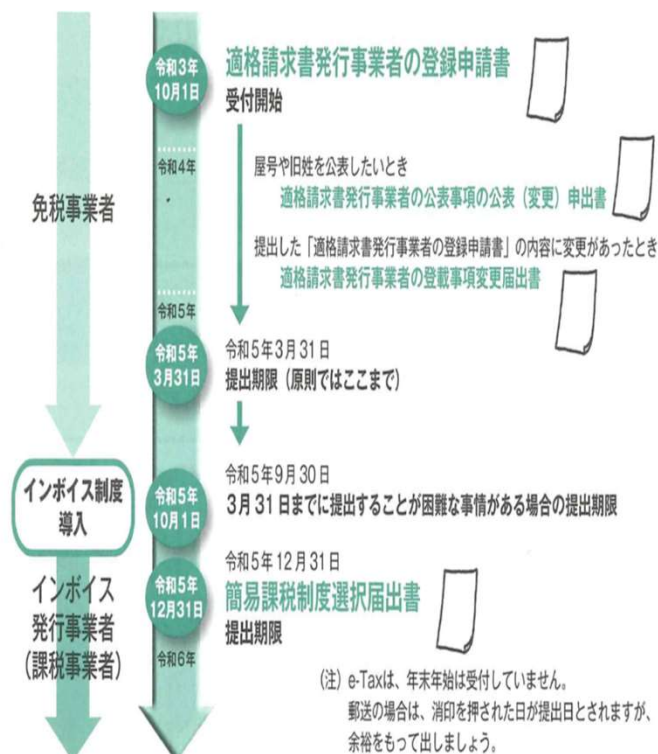
☆ 免税事業者と取引している元請業者に対する経過措置

- ① 令和5年9月30日まで(インボイス制度が始まる前)
免税事業者からの仕入れであっても、全額（30万円）仕入れ税額控除ができる。
- ② 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間
免税事業者からの仕入れであっても、80%（24万円）仕入れ税額控除ができる。
- ③ 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間
免税事業者からの仕入れであっても、50%（15万円）仕入れ税額控除ができる。
- ④ 令和11年10月1日以降は、一切控除ができない。

(注) 国税庁の公表資料をもとに作成。

10.この制度に関するその他のこと

インボイス制度スタート時からインボイス発行事業者になるには？



1.消費税の納税時期

令和5年10月1日からこのインボイス制度はスタートします。課税事業者になった方は翌年（令和6年）の3月15日までに申告を済ませ、3月31日までに令和5年10・11・12月分の消費税を納税しなくてはなりません。

2.今回の登録申請書の提出期限を見送ったら、どうなる？

経過措置として令和11年12月31日までは課税期間中にいつでも「登録申請書」を提出することができます。

※令和12年1月からは「課税年度」ごとの申請となります。



11.インボイス制度、改めて、それぞれの今後

◎すでに課税事業者である（消費税を納税している）

- ①「適格請求書発行事業者の登録申請書」を期限までに申請してください。
- ②インボイスに対応した請求書や領収書を用意してください。
- ③事業所内でインボイス制度の理解を深めてください。

◎今は免税事業者である（消費税を納税していない）

- ①必要な手続きや期限を把握してください。
- ②課税事業者になる場合はインボイスに対応した請求書や領収書を用意してください。
- ③取引先と話し合っておいてください。免税業者のままで取引を継続してもらえる可能性があります。ただし将来にかけて大丈夫か、は、わかりません。また課税業者になるとしたら負担が増えることも予想されることから価格設定の変更も話し合ったら、どうでしょうか。
- ④課税業者になれば、今まで払わないで済んでいた消費税を払うことになります。（税抜き売上の3%~4%くらい。目安として550万円の売上で20万円位、770万円で28万円位、かなと）消費税は年1回払いです。3月31日までに納税できなければ支払うまで延滞税が課せられることになります。



12. そもそも消費税って？

～国税庁のHPより～

- ・消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し、事業者が納付します。
- ・国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付、及び役務の提供に課税されますので、商品の販売や運送、広告など、**対価を得て行う取引のほとんどは課税対象**となります。
- ・次のような取引は、**消費税の性格や社会政策的な配慮などから非課税取引**となっています。

①土地の譲渡、貸付（一時的なものを除く）など②有価証券、支払手段の譲渡など③利子、保証料、保険料など④特定の場所で行う郵便切手、印紙などの譲渡⑤商品券、プリペイドカードなどの譲渡⑥住民票、戸籍抄本等の行政手数料など⑦外国為替など⑧社会保険医療⑨介護保険サービス、社会福祉事業など⑩お産費用など⑪埋葬料、火葬料⑫一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付など⑬一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など⑭教科用図書の譲渡⑮住宅の貸付（一時的なものを除く）



対価を得て行う商取引には
消費税は必ず発生していると
考えなきゃあ、いけません。

13. 様々な具体的な事例を検討しよう



- ①報酬額11万円で契約を行った。取引終了後、下請事業者がインボイス発行事業者でなかったことが請求書で判明したため、請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円は支払わないことにした。

下請法違反です。発注者が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由に消費税相当額を支払わないことは下請法第4条1項第3項で禁止されている「**下請代金の減額**」として**問題**になります。

- ②継続的に取引関係にある下請業者に今後の取引があることを踏まえ、課税事業者になることを求めた。下請業者は課税事業者になったが、その後の価格交渉に応じず一方的に単価を据え置くことにした。

下請法違反です。下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、**従来通りに一方的に据え置く行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買いたたき」**として**問題になる恐れ**があります。

- ③元請事業者から「インボイス事業者にならないければ今後の取引はできない」という文書が届いた。

独占禁止法上、問題です。課税事業者になるように要請することは問題ではありませんが、応じなければ**取引を打ち切る、などと一方的に通告するのは問題になる可能性**があります。

14. わからないことの問い合わせ先

- ▶ そりゃあ、初めての制度ですから、わからない点、疑問点がいっぱいあって、当然です。国税庁ではこの消費税の軽減税率制度、及びインボイス制度に関する一般的な質問や相談を下記の「軽減・インボイスコールセンター」で受け付けています。制度や疑問点についての知識をあやふやにしておくより、ビシビシ問い合わせをして、問題の解決を図りましょう。

☆ 軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）

電話番号 0120-205-553（フリーダイヤル ※無料です）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

◎現在の登録状況

法人事業所	法人数	1,877,488社中	約797,205社	42.4%
個人企業	個人企業数	1,979,019社中	約195,935社	9.9%

（2022年8月末現在 東京商工リサーチ調べ）

